

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 二 十 八 年 四 月 十 九 日

目 次

公 示

- 平成二十八年年度岐阜県職員採用大学卒程度試験及び資格免許職（薬剤師・管理栄養士・保健師）試験の実施
（人事委員会）
ページ 一
- 平成二十八年年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員（行政（大学卒業程度））採用試験の実施
（同）
五
- 平成二十八年年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験の実施
（同）
七

公 示

○平成二十八年年度岐阜県職員採用大学卒程度試験及び資格免許職（薬剤師・管理栄養士・保健師）試験の実施
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十八年年度岐阜県職員採用大学卒程度試験及び資格免許職（薬剤師・管理栄養士・保健師）試験を次のとおり実施します。
平成二十八年四月十九日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員及び薬剤師・管理栄養士・保健師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するために行います。
一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名					試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
心 理 若 干 人	福 祉 若 干 人	警 察 行 政 五 人 程 度	行 政 十 人 程 度	行 政 七 十 五 人 程 度		

試験名						大学卒程度試験												
試験区分						保健師	管理栄養士	薬剤師	水産	化学	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学
農学	心理学	福祉	警察行政	行政	行政	若	若	五人	若	若	若	若	五人	若	十五人	五人	若	十人
						干	干	程	干	干	干	干	程	干	干	程	干	程
						次に掲げる者												
						一 平成二十八年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者												
						二 平成二十八年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの												
						イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成二十九年三月までに卒業見込みの者												
						ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格												
						資格免許職試験												
						水産												
						化学												
						機械												
						電気												
						農業土木												
建築																		
土木																		
森林科学																		
畜産																		
農学																		

大学卒程度試験																		
畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	化学	水産	薬剤師	管理栄養士	保健師	資格免許職試験						
がある												と認める者						
平成二十八年四月一日における年齢が二十九年未満で、薬剤師免許を有する者又は平成二十九年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者																		
平成二十八年四月一日における年齢が二十九歳未満で、管理栄養士免許を有する者又は平成二十九年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者												平成二十八年四月一日における年齢が二十九歳未満で、保健師免許を有する者又は平成二十九年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者						

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」「化学」及び資格免許職試験を除く。）

2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

資格免許職試験						大学卒程度試験											
資格免許職試験						保健師	管理栄養士	薬剤師	水産	化学	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産
平成二十八年四月一日における年齢が二十九歳未満で、管理栄養士免許を有する者又は平成二十九年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者						若	若	五	若	若	若	若	五	若	十	五	若
平成二十八年四月一日における年齢が二十九歳未満で、保健師免許を有する者又は平成二十九年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者						干	干	人	干	干	干	干	人	干	五	人	干

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」「化学」及び資格免許職試験を除く。）

2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

があると認める者

心 理	福 祉	警 察 行 政	行 政	試 験 区 分 出	題 分 野	3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者										
						4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者										
						5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。										

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表											
1 第一次試験											
(一) 日時及び場所											
平成二十八年六月二十六日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。											
(二) 方法											
(1) 教養試験											
公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分にとわって行います。											
(2) 専門試験											
試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。(行政を除く)											
試験問題の出題分野は、次のとおりです。											
大学卒業程度試験											

薬 剤 師	試 験 区 分	出 題 分 野	資格免許職試験									
			水 産	化 学	機 械	電 気	農 業 土 木	建 築	土 木	森 林 科 学	畜 産	農 学
物理・化学・生物・衛生・薬理・薬剤・病態・薬物治療・法規・制度等												

管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論等
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等

- (3) 論文試験
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (4) 論文試験
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。(行政のみ)
- (三) 合格者発表
 平成二十八年七月四日(月)(予定)(行政にあつては、平成二十八年七月二十日(水)(予定))に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
 岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>
- 2 第二次試験
 第一次試験の合格者に対して行います。
- (一) 日時及び場所
 平成二十八年七月中旬から八月上旬(予定)(行政にあつては、平成二十八年七月下旬から八月上旬(予定)までの間)に岐阜市において行います。
 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。
- (二) 方法
- (1) 口述試験
 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 集団討論試験
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。(行政を除く)
- (3) 適性検査
 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (三) 合格者発表

- (1) 行政を除く試験区分
 第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。
- (2) 行政
 第一次試験及び第二次試験の結果に基づいて第二次試験合格者を決定の上、平成二十八年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
- 3 第三次試験(行政のみ)
 第二次試験の合格者に対して行います。
- (一) 日時及び場所
 平成二十八年八月下旬から九月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。
- なお、詳細は、第二次試験合格者に通知します。
- (二) 方法
- (1) 口述試験
 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 集団討論試験
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。
- (三) 合格者発表
 第一次試験、第二次試験、第三次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年九月中旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第三次試験受験者全員に可否の結果を通知します。
- 四 合格から採用まで
 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十九年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは

限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十八年度の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額は、大卒者で十八万六千八百円、医療職(二)給料表適用職員は、大学六卒者で二十一万二千五百円、大卒者で十九万二千九百円、医療職(三)給料表適用職員は、大卒者で二十一万三千二百円で原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「大卒請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒受験」又は「資格免許職受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七。(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年五月六日(金)から五月

二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験及び第三次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話。五八―二七二―八七九六)へ問い合わせてください。

。平成二十八年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員(行政(大学卒程度))採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十八年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員(行政(大学卒程度))採用試験を次のとおり実施します。

平成二十八年四月十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	行政	五 人 程 度

二 受験資格

試 験 名	受 験 資 格
身体障がい者を 対象とした職員 採 用 試 験	自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の 遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの 一 昭和五十七年四月二日から平成七年四月二日までに生まれ た者 二 身体障害者手帳の交付を受けている者 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住 している者を含む。） 四 活字印刷文による出題に対応できる者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
くなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内
容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年六月二十六日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的
推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題、
人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時
間三十分に行います。

(2) 専門試験

公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を
二時間にわたって行います。
試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試 験 区 分	出 題 分 野
行 政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、 財政学、社会政策、国際関係等

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(二) 合格者発表

平成二十八年七月四日（月）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホーム
ページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果
を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十八年七月下旬から八月上旬（予定）までの間に岐阜市において行いま
す。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。（所

定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年八月下旬から九月月上旬(予定)までの間に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十九年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十八年度の新規採用者の給料月額額は、十八万六千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七〇。(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五

センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年五月六日(金)から五月二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話。五八―二七二―八七九六)へ問い合わせてください。

。平成二十八年岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十八年岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験を次のとおり実施します。

平成二十八年四月十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力を生かして事務的又は技術的業務に従事する職員を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
民間企業等職務経験者試験	建 築 若 干	人

二 受験資格

試 験 名	受 験 資 格
民間企業等職務経験者試験	昭和三十一年四月二日以降に生まれた者で民間企業等における職務経験が通算して六年以上（平成二十八年四月一日現在）あるもの

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無 申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年六月二十六日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分にとわって行います。

(2) 論文試験

- 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (3) 経歴審査

民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力についての審査を行います。

(三) 合格者発表

平成二十八年七月四日（月）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十八年七月中旬から八月上旬（予定）までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び民間企業等における職務経験について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十九年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案の上決定され、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「民間経験者請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「民間経験者受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年五月六日（金）から五月二十日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話：五八―二七二―八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十八年四月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社